



令和3年8月から 建設工事等に係る入札・契約手続 関係書類及び工事関係書類について押印を省略できます

新型コロナウイルス感染拡大の防止、デジタル時代を見据え、提出される方の手続の簡素化、迅速化を目的として、建設工事等に係る入札・契約手続関係書類及び工事関係書類について押印を省略できるようになります。

1 押印を省略できる書類

別紙「押印省略対象書類一覧」のとおり

*今までどおり、押印した書類の提出も可能です。

2 書類の提出方法

発注機関が指定する方法によります。

3 適用日

令和3年8月1日以降に県に提出いただくものから対象とします。

4 その他

ご不明な点は、各発注機関までお問い合わせください。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

建設部建設政策課技術管理室

(室長) 栗林 一彦

(担当) 胡桃 邦年 (基準指導班)

(担当) 伊藤 暢彦 (入札契約班)

電話 026-235-7313 (直通) 3349 (内線)

ファクシミリ 026-235-7482

電子メール gijukan@pref.nagano.lg.jp

会計局契約・検査課

(課長) 青木 謙通

(担当) 有賀 寛

電話 026-235-7359 (直通) 3859 (内線)

ファクシミリ 026-235-7472

電子メール keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp